

広島県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年六月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三次市作木町大津字井手平二五七番一地先から 三次市作木町伊賀和志字柳原三五四番一地先まで	旧	一〇・〇〇 〇六五・〇〇	三、九五三・〇〇	
三次市作木町大津字井手平二五七番一地先から 三次市作木町伊賀和志字空山三四一番一地先島根県境まで	新	一〇・〇〇 〇六五・〇〇	三、九五三・〇〇	トリプルウェイ解除 不用物件延長 五、二四五・〇〇メートル